

平成25年6月亀山市議会定例会 提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第51号 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第52号 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関 する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

件名	亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例	企画総務部 人事情報室
----	-------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）における国家公務員の給与減額支給措置に係る規定が平成24年4月1日に施行されました。

この法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえるとともに、依然として厳しい市の財政状況と本市における一般職の給与減額支給措置等を総合的に勘案し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」といいます。）における市長及び副市長の給与の支給額を減額するため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 特例期間に支給する市長及び副市長の給料の額は、亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年亀山市条例第41号。以下「条例」といいます。）附則第6項の規定にかかわらず、市長については給料月額からその100分の15を減ずることとし、副市長については給料月額からその100分の10を減ずることとします。 <第2条関係>

給料月額	減額前の額	条例附則第6項による減額後の額	今回の条例による減額後の額
市長	995,000円	945,250円	845,750円
副市長	745,000円	707,750円	670,500円

(2) 特例期間に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、条例附則第7項の規定にかかわらず、市長及び副市長が受けるべき期末手当の額から、市長については100分の15を減ずることとし、副市長については100分の10を減ずることとします。 <第3条関係>

3 その他

施行日は、平成25年7月1日とします。

件 名	亀山市教育委員会教育長の 給与の臨時特例に関する条例	企画総務部 人事情報室
-----	-------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）における国家公務員の給与減額支給措置に係る規定が平成24年4月1日に施行されました。

この法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえるとともに、依然として厳しい市の財政状況と本市における一般職の給与減額支給措置等を総合的に勘案し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」といいます。）における教育長の給与の支給額を減額するため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 特例期間に支給する教育長の給料の額は、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成17年亀山市条例第42号。以下「条例」といいます。）附則第5項の規定にかかわらず、給料月額からその100分の10を減ずることとします。 <第2条関係>

給料月額	減額前の額	条例附則第5項による減額後の額	今回の条例による減額後の額
教育長	690,000円	655,500円	621,000円

(2) 特例期間に支給する教育長の期末手当及び勤勉手当の額は、条例附則第6項の規定にかかわらず、教育長が受けるべき期末手当及び勤勉手当の額から100分の10を減ずることとします。 <第3条関係>

3 その他

施行日は、平成25年7月1日とします。

件 名	亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例	企画総務部 人事情報室
-----	-------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）における国家公務員の給与減額支給措置に係る規定が平成24年4月1日に施行されました。

この法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえるとともに、依然として厳しい市の財政状況と本市における給与の支給状況等を総合的に勘案し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」といいます。）における一般職の職員の給与の支給額を減額するため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

（1）亀山市職員給与条例の特例<第2条関係>

特例期間に支給する一般職の職員の給料の額は、給料月額から次の表の給料表及び職務の級の区分に応じた割合を減じた額とします。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表（一）	2級以下	100分の2.38
	3級から6級まで	100分の3.88
	7級	100分の4.88
医療職給料表（一）	1級	100分の2.38
	2級	100分の3.88
	3級以上	100分の4.88
医療職給料表（二）	2級以下	100分の2.38
	3級以上	100分の3.88
医療職給料表（三）	2級以下	100分の2.38
	3級以上	100分の3.88

また、特例期間に支給する一般職の職員の手当の額は、次のとおりとします。

ア 管理職手当は、一律5%を減額します。

イ 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当といった給料に連動した諸手当は、減額後の給料月額により算定します。

ウ 期末手当及び勤勉手当は、一律4.88%を減額します。

(2) 次の条例について、特例期間における勤務時間1時間当たりの給与について給与の減額を反映した額とするため、規定の整備を行います。

ア 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例<第3条関係>

イ 亀山市職員の育児休業等に関する条例 <第4条関係>

(3) 亀山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の特例<第5条関係>

特例期間に支給する地方公営企業法の規定に基づく企業職員の給与について減額支給措置を講ずるため、規定の整備を行います。

(4) この条例の規定により減額する額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとします。<第6条関係>

3 その他

施行日は、平成25年7月1日とします。

<参考>

行政職給料表(二)の適用を受ける、単純な労務に雇用される一般職の職員の給与についても減額支給措置を講ずるため、規則を整備することとします。